

小型移動式クレーン運転技能講習会

開催ご案内

労働安全衛生法第 61 条、労働安全衛生法施行令第 20 条第 7 号、クレーン等安全規則第 68 条の規程により、つり上げ荷重が 1 トン以上 5 トン未満の移動式クレーン（以下、「小型移動式クレーン」という。）の運転の業務については、「小型移動式クレーン運転技能講習」を修了した者又は移動式クレーン運転士免許を受けた者でなければ、移動式クレーンの運転の業務に就かせることはできません。

(北労安教第 267 号 期限 2024. 3. 30)

北海道労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会北海道支部
<http://www.kensaibou-hokkaido.jp/>

1. 受講資格

満 18 歳以上であること。

受講資格を有しない者はこの講習を受講することができません。受講資格を有しない者が過誤又は虚偽の申立てにより受講し修了証の交付を受けた場合、その修了証は取消し無効となりますので、ご注意ください。

2. 開催日時・会場・定員

講習は 3 日間です。講習開始時間にご注意ください。（定員 30 名）

【学科】令和 5 年 3 月 28 日(火) 8:45~17:10

3 月 29 日(水) 8:45~17:10

学科会場 釧路建設会館 1 階大会議室(釧路市富士見 1 丁目 3 番 2 号)

【実技】令和 5 年 3 月 30 日(木) 8:30~18:00 頃

実技会場 白崎建設(株)モータープール(釧路市材木町 15)

3. 講習科目

- | | |
|---|-------------|
| ① 小型移動式クレーンに関する知識（クレーン知識） | 6 時間 00 分 |
| ② 小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識（原動機等） | 3 時間 00 分 |
| ③ 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識（力学知識） | 3 時間 00 分 |
| ④ 関係法令（関係法令） | 1 時間 00 分 |
| ⑤ 小型移動式クレーンの運転（実技） | 6 時間 00 分 |
| ⑥ 小型移動式クレーンの運転のための合図（実技） | 1 時間 00 分 |
| ⑦ 修了試験（学科） | 1 時間 00 分 |
| ⑧ 修了試験（実技） | 1 時間 30 分程度 |
| ⑨ 講習時間合計（修了試験を除く） | 20 時間 00 分 |

4. 時間割

1 日 目	時間	8:45～8:50	8:50～12:00	12:00～13:00	13:00～16:10	16:10～17:10
	項目	オリエンテーション	クレーン知識 (休憩 10 分)	昼食休憩	クレーン知識 (休憩 10 分)	関係法令
2 日 目	時間	8:45～8:50	8:50～12:00	12:00～13:00	13:00～16:10	16:10～17:10
	項目	オリエンテーション	原動機等 (休憩 10 分)	昼食休憩	力学知識 (休憩 10 分)	試験説明 学科試験
3 日 目	時間	8:30～8:35	8:35～12:00	12:00～13:00	13:00～16:35	16:35 ～
	項目	オリエンテーション	実 技	昼食休憩	実 技	実技試験

5. 講習科目の受講一部免除

講習科目の一部免除を受けることができる者	免除される講習科目
・クレーン・デリック運転士免許を受けた者 ・揚貨装置運転士免許を受けた者 ・クレーン運転士免許を受けた者 ・デリック運転士免許を受けた者 ・床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 ・玉掛け技能講習を修了した者	力学 運転の合図（実技） （講習は全時間受講）

【注】科目の一部免除を受ける方は、修了証等の写しを受講申込書に添付して下さい。

なお、上記以外の一部免除者を対象とした技能講習は実施していません。

6. 修了試験・修了証

- ① 2 日目の学科講習終了後、引続き学科修了試験を行います。
3 日目の実技講習終了後、引続き実技修了試験を行います。
所定の科目と時間のすべてを受講しなければ各修了試験を受けることができません。
学科修了試験は、「全科目合計の 6 割以上の得点」及び「科目ごとに 4 割以上の得点」の両方を満たした場合に合格となり、実技修了試験は、「実技科目の合計の 7 割以上の得点」を満たした場合に合格となります。学科修了試験と実技修了試験の両方に合格して技能講習の合格となります。これに満たない場合は不合格となります。
- ② 学科修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。
- ③ 学科修了試験と実技修了試験の両方に合格した方には、「小型移動式クレーン運転技能講習修了証」を交付します。不合格者には不合格通知書を郵送します。
- ④ 「修了証」は受講者個人宛に申込書記載の「現住所」へ「特定記録」で郵送します。当支部で別の技能講習を修了されている方には、それらをまとめた「統合修了証」を交付します。統合修了証の発行にあたっては、旧修了証を返却していただくこととなります。

7. 受講料

- ① 全科目受講者 受講料(教材費込み) 4 1, 3 0 5 円(消費税込み)
- ② 一部免除受講者 受講料(教材費込み) 3 9, 1 0 5 円(消費税込み)

8. 受講申込みに必要なもの

- ① 「受講申込書」
- ② 「本人を確認するための書類」(いずれかの写しを添付)
自動車運転免許証(住所変更されている方は表裏両面)、マイナンバーカード(表面のみ)、
パスポート、住民票(個人番号が記載されていないもの)、健康保険証等
外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等
- ③ 「証明写真(カラー) 3枚」(縦3.0cm×横2.5cm) 上半身無帽で最近6ヶ月以内に撮影した
もの。写真の裏面に氏名を記入してください。
(色付きサングラス、スナップ写真、パスポート用写真、写りの不鮮明なもの等は不可。)
- ④ 「受講申込内訳書」(複数の講習を受講する場合のみ)
- ⑤ 「受講料」
- ⑥ 「修了証郵送料(244円分の切手)」(現金での納付はできません。)
- ⑦ 「科目免除を証明する書類」(写しを添付)(対象者のみ)
科目の一部免除を希望される方は、免除資格を証明する修了証、合格証等を添付してください。

9. 申込み方法

受講申込書の到着順の受付けとなります。次の①～②のいずれかの方法でお申込みください。
(電話、ファックス、メール等での受付けは行っていません。)

受講申込みの締切りは、開催日の1週間前(土・日・祝日除く)となります。

なお、締切日以前であっても、定員に達した場合は受講受付けを締切りますのでご了承ください。
(受付け締切り後に届いた受講申込書等は返却します。)

① 現金書留

現金書留に「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているものを同封して、釧路分会へ郵送してください。受付け終了後「受講券」を発送します。

② 銀行振込み

「8. 受講申込みに必要なもの」に記載されているもの(受講料を除く)を釧路分会事務局へ郵送してください。書類提出後「受講料」を下記の銀行口座にお振込みください。振込手数料は申込者のご負担となります。「受講料」の入金を確認し受付終了後に「受講券」を発送しますので、早めのご入金をお願いします。

10. 申込先

建設業労働災害防止協会北海道支部 釧路分会 (略称: 建災防北海道支部 釧路分会)

〒085-0832 釧路市富士見1丁目3番2号 TEL:0154-41-7447 FAX:0154-41-7202

11. 受講料を振込みで支払う場合の振込先口座

① 次の口座にお振込みください。

北洋銀行 釧路中央支店 普通預金 4993580

[口座名義 建設業労働災害防止協会北海道支部釧路分会]

② お振込みの際の留意事項

ア 受講料は前納制となります。事前に入金がない場合は、「受講申込書」等を提出していても受講できませんのでご注意ください。

イ 受講料は遅くとも、受講日の1週間前(土・日・祝日除く)までに上記の指定口座にお振込みください。(入金確認後に受講券を発送しますので、早めの入金をお願いします。)

ウ 振込み手数料は申込者のご負担となります。

12. 申込み時の注意事項

- ① 受講申込みの締切りは開催日の1週間前(土・日・祝日除く)ですが、締切り以前であっても定員に達した場合は受講受付けを締切りますのでご了承ください。(締切り後に届いた受講申込書等は返却します。)
- ② 原則として受付け後の受講料の払戻しはしません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由によって受講できない場合で講習開始前にご連絡をいただいた場合は、後日受講料を払戻しします。
- ③ 証明写真(カラー)の裏面には必ず氏名を記入してください。証明写真は申込書に糊付けしないで提出してください。

13. 受講時の注意事項

- ① 会場では係員の指示に従ってください。従わない場合は退席していただくことがあります。
- ② 会場内の秩序を乱す行為や講習の妨げとなる行為はしないでください。また写真撮影、録音、録画等はできません。
- ③ 原則として遅刻は認められません。悪天候や公共交通機関の不通等のやむを得ない理由による場合は、講習開始15分以内までの遅刻を認めます。この場合、遅刻分の補講を受けていただきます。補講を受けないと修了試験を受けることができません。(いかなる場合でも講習開始15分を超える遅刻は認められません。)
- ④ 学科修了試験の解答はマークシート方式ですので、「鉛筆又はシャープペンシル(HB・B)」、「消しゴム」を持参してください。ボールペン、サインペン、万年筆等は使用できません。筆記具は、学科講習と実技講習の両方とも持参してください。
- ⑤ 昼食は各自で用意してください。弁当持参の方は講習会場を昼食場所としてご利用できます。昼食休憩時間は60分間ですので、外出される方は午後の講義に遅れないよう注意してください。また座席を離れる時、貴重品はお持ちください。
- ⑥ 講義中は帽子を被らないでください。また携帯電話・スマートフォン等は使用できませんので、電源を切るかマナーモードにして、音が出ないようにしてください。
- ⑦ 講義中は講義に使用するもの(テキスト、ノート、筆記具等)以外は机の上に置かないようにしてください。講義中の飲食は禁止ですが、水分補給のためのペットボトル、缶飲料、水筒等は机の上に置いて水分補給を行って構いません。
- ⑧ 会場は禁煙です。喫煙は休憩時間に所定の喫煙室を利用してください。講義中に喫煙室は利用できません。講義中は座席を離れないようにしてください。
- ⑨ お車でお越しになる方は、釧路建設会館の駐車場をご利用ください。第1駐車場が満車の場合は、第2駐車場(仏教幼稚園様向い)をご利用ください。また、裏玄関前は職員専用なので駐車しないでください。
- ⑩ 実技講習では、ヘルメットを着用し、作業しやすい服装で受講してください。また、手袋(軍手等)と安全靴の着用が望ましく、天候状況に合わせて防寒着や雨具等も用意してください。

※受講希望者が10名以下の場合は開催を中止することがありますので、予めご了承ください。

14. 旧姓又は通称の併記

- ① 修了証の氏名の欄に「旧姓を使用した氏名又は通称の併記」を希望される方は、受講申込書の「旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無」欄の有を○印で囲み、「併記を希望する氏名又は通称」欄に旧姓を使用した氏名又は通称を記入してください。
- ② 旧姓は、住民基本台帳法施行令第30条の13(氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例)に規定する旧姓となりますので、現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票を受講申込書に添付してください。
- ③ 通称は、住民基本台帳法施行令第30条の16第1項(外国人住民の通称の住民票への記載等)に規定する通称となりますので、通称が記載された住民票を受講申込書に添付してください。
- ④ 「旧姓を使用した氏名又は通称」は現在の氏名との併記となりますので、「旧姓を使用した氏名又は通称」のみを記載することは出来ません。現在の氏名の後に括弧書きで記載されます。

建設事業主等に対する助成金

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)のご案内

建設業労働災害防止協会 北海道支部

今回実施する小型移動式クレーン運転技能講習は、厚生労働省の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の支給対象となっています。助成金の概要は下記に示す内容となっていますので、支給要件を満たし希望される場合は、申請手続きを取られますようご案内いたします。

《主な支給要件》

1. 資本金が3億円以下、又は従業員が300人以下であること
2. 雇用保険料率が16.5/1,000の適用を受ける建設事業主
3. 助成金の不正及び労働関係法令違反、労働保険料の滞納をしていないこと
4. 受講者が雇用保険被保険者であり、受講期間に対しても賃金が支払われていること
5. 受講者から講習費用を徴収していないこと

《助 成 額》

1. 経費助成

- ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 支給対象費用の **3 / 4**
- ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 35歳未満 支給対象費用の **7 / 10**
35歳以上 支給対象費用の **9 / 20**

2. 賃金助成

- ① 雇用保険被保険者数が20人以下の場合 一人当たり日額 **8,550円** [9,405円]
- ② 雇用保険被保険者数が21人以上の場合 一人当たり日額 **7,600円** [8,360円]

※ [] 内は受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価

3. 生産性向上助成

生産性要件を満たした場合は、上記の支給決定後、助成額が増額される場合がありますので、詳細は労働局にお聞きいただくか厚生労働省又は労働局のホームページをご覧ください。

《その他留意点》

1. 支給申請書の提出

講習終了の翌日から起算して2ヵ月以内に、必要書類一式を北海道労働局(又は管轄都府県労働局)に提出してください。郵送の場合は提出期間内必着です。

※ 助成金の提出先及び手続等に関するお問い合わせ先

北海道労働局職業安定部 職業対策課雇用対策係

札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎3F 電話011-738-1043

※ この助成金を利用する場合に必要な支給申請書等の書類は、北海道労働局(又は厚生労働省)のホームページからダウンロード出来ます。

当支部の各分会にも備え付けてありますので分会事務局にお尋ねください。

2. 支給申請時に必要な「助成金支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)」の受講証明は、当支部で行っています。

建設業労働災害防止協会 北海道支部

札幌市中央区北4条西3丁目1 北海道建設会館7階 電話011-261-6187

※ 講習会の受講申し込みや講習会に関するお問い合わせについては、建設業労働災害防止協会北海道支部の各分会窓口となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

※受付確認	※資格確認	※受講確認

※受付 第 号

カラー写真3枚
3.0cm × 2.5cm

写真はのり付
けしないでく
ださい

※は記入しないで下さい。(北労安教第 267 号)

小型移動式クレーン運転技能講習受講申込書

ふりがな			性別	生年月日	昭和 平成 年 月 日 (満 歳)
氏 名			男 女		
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無(いずれかに○印を記入)			有 無	併記を希望する氏名 又は通称	
現住所	〒 - 電話 () -				
所 属 事 業 場	住 所	〒 - 電話 () -			
	事業 場名				
	連 絡 担当者 職氏名	所属部署 職 氏 名 電話 () -			
修了証等 の送付先	修了証又は不合格通知書は現住所へ郵送します。現住所以外への郵送を希望する場合は郵送先を記入してください。		〒 - 電話 () -		
科目免除 希望の有無	(○印を記入) 有 ・ 無		※講習科目の一部免除を受けようとする者は、免除資格を有することを証明する書面(修了証等の写し)を提出してください。		
受講料のお支払い方法 (1つに○印を記入)	①現金書留	※銀行振込の場合のご注意 講習日の1週間前までに指定口座にお振込みください。 指定口座以外にお振込みされると、入金の確認がとれない場合があります。入金の確認がとれないと受講出来ません。			助成金申請の有無 (○印を記入) 有 ・ 無
	②銀行振込				

建設業労働災害防止協会北海道支部長 殿

令和 年 月 日 申込者 _____
(受講者氏名)

(注) 1. この申込書に記入する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。
2. 受講申込書に記載された事項は、修了証の発行以外の事業において使用することはありません。
3. 受講申込書提出先
〒085-0832 釧路市富士見1丁目3番2号 TEL:0154-41-7447
建設業労働災害防止協会北海道支部釧路分会(略称: 建災防北海道支部 釧路分会)

※事務局記入欄

クレーン	原動機	力 学	法 令	小 計	実 技	合 計	判 定	※修了証 番号	号
							合 否	※修了証 交付年月日	令和 年 月 日
(16/40)	(8/20)	(8/20)	(8/20)	(60/100)	(70/100)	(200)			